

# 【年度末の自動車税取扱いについて】

年度末につきまして、自動車税のトラブルを防ぐ為、極力 自社名義にてご出品下さい  
また、車検が短い場合は極力 抹消にてご出品をお願い致します

## 3月開催分の自動車税について

◆ 3月中に落札した新年度自動車税(軽自動車含む)

→ 落札店様より年額お預かりします

◆ 新年度の自動車税相当額(軽自動車含む)は落札店負担となります

取扱いの詳細は以下の通りです

	3月登録	4月登録	
		名 変	抹 消
普通車	落札店へ 全額支払い	出品店へ 全額支払い	自動車税 1ヶ月分 → 出品店へ支払い 自動車税 11ヶ月分 → 落札店へ支払い
軽自動車		◎ 出品店へ支払い(自動車税相当額) ※4/2以降登録は全て対象です	



軽自動車			
	重課税率	旧税率	通常税率
初年度検査年月	～平成25年3月	平成25年4月～平成27年3月	平成27年4月～
5ナンバー	12,900円	7,200円	10,800円
4ナンバー	6,000円	4,000円	5,000円

◆ 軽自動車は落札店にて税止めを必ず行って下さい

※税止め処理を怠り、翌年度以降も軽自動車税が旧所有者に発生した場合、ペナルティー1万円になります